

令和2年（行ウ）第455号 持続化給付金等支払請求事件
被 告 国 外2名

証拠説明書（5）

2022年1月24日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告訴訟代理人弁護士 平 裕 介 

同 弁護士 出 口 か お り 

同 弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 三 宅 千 晶 

同 弁護士 福 田 健 治

甲号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
35	「セックスワーカーへの暴力をどう防ぐか」SWASH編『セックスワーク・スタディーズ』(日本評論社) 138～159頁・253頁 (写し)	青山薫 神戸大学大学院国際文学研究科教授	2018年9月30日	性的行為の取引を仕事と捉えるにせよ捉えないにせよ、セックスワークに携わる当事者に対して現場で起こりうる直接的暴力を防ぎ、社会による間接的暴力ともいえるスティグマ・差別を無くしていくべきことが重要な社会課題であること、そのようなスティグマ・差別をなくし、暴力防止を実践できる施策が社会学の観点から強く要請されるべきこと等。
36	「誰が問いを立てるのか」SWASH編『セックスワーク・スタディーズ』(日本評論社) 30～45頁・254頁 (写し)	要友紀子・SWASH代表	2018年9月30日	日本においては、セックスワーカー問題の「二次利用(セックスワークに貧困や女性差別等の社会問題を投影し、セックスワークを批判してきたこと)が、ネガティブなセックスワーカー像を形成し、よってセックスワーカーへのスティグマや差別をむととも、ひいてはセックスワーカーの社会排除を強化してきたこと等。
37	「どうすれば安全に働けるか」SWASH編『セックスワーク・スタディーズ』(日本評論社) 160頁 (写し)	要友紀子・SWASH代表	2018年9月30日	他の産業や職業と同じく、セックスワーカーも、労働者としての安全・健康に働くことができる権利を保障されるべきであり、そのためにはセックスワーカーや性風俗関連特殊営業の事業を営む事業者に対するスティグマや職業差別をなくすことが重要であること等。

甲号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
38	「合意とは何か」SWASH編『セックスワーク・スタディーズ』（日本評論社）182～198頁・252頁 (写し)	岡田実穂 レイプクライシス・ネットワーク (RCNET) 代表	2018年9月 30日	日本社会では、「セックスワークは暴力の装置」であって、「セックスワーク」の現場で生じる問題は「被害」と名付けられる傾向にあること、このような一般化が、個々のセックスワーカーへの「尊重」を失わせるものであること、また、「セックスワークをすること」がすなわち「(性暴力の)リスクを「リスクを背負うこと」と捉えたり、「そんな仕事をしているのだから仕方がない」などと考える者が少なくなく、そのことがセックスワーカーや性風俗関連特殊営業の事業を営む事業者に対するスティグマとなっていること等。
39	神奈川新聞 「蔑視が助長する犯罪」・ 「高リスクも安全軽視」・ 「もう黙ってられない」 (写し)	加地紗弥香	2021年12 月26日・ 27日・28 日	セックスワーカーや性風俗関連特殊営業の事業を営む事業者に対するスティグマが社会に存在していること等。
40	『公的資金助成法精義』（信山社）147～160頁 (写し)	碓井光明 東京大学 名誉教授	2007年1月 19日	公的資金助成に係る行政活動には平等原則・公平原則が妥当し、同原則に違反する公的資金助成は違法であること、消極要件（公的資金助成の不交付要件）の設定に際して、助成目的との関係で、他の政策目的の設定が不合理である場合には、当該消極要件が平等原則・公平原則等に反するものとされること等。
41	「新型コロナウイルス感染症に伴う給付金給付事業の法的分析」行政法研究 36号 119～164頁 (写し)	碓井光明 東京大学 名誉教授	2020年10 月	本件両給付金の不給付要件を設けたことは職業による差別であって違憲違法であること（146頁参照）等。

甲号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
42	「風営業者への持続化給付金等の支給除外」法学セミナー791号50～55頁 (写し)	新井誠 広島大学 教授	2020年12 月1日	性風俗関連特殊営業を営む事業者が風営法に基づく手続を経て営業しており、適切な納税等を行っている点は、本件両給付金の給付・不給付の判断に際して、憲法学の観点からも重視されるべき事項であること、同事業者は「法的規制の枠内に収まる限りで合法性を保證される」にもかかわらず「非合法の烙印を押される」ことがあり、その「非合法の烙印」との関係で、反社会的集団（暴力団など）との結びつきが漫然と語られることでスティグマがさらに助長されること、こうしたことが同事業者に対する「国民の理解が得られにくい」という「もっともらしさ」（本来は合理的な理由のないもの）をさらに「助長する効果を生み出す」ことになること、にもかかわらず本件両給付金の給付・不給付の判断について、違法営業を行った事業者該当するかや脱税の有無等の要素が一切考慮されずに性風俗関連特殊営業を営む事業者というだけで不給付要件が適用されることとされるのは不合理であること等。
43	「演習」法学教室493号(2021年10月号)122～123頁 (写し)	佐々木くみ 東北学院大 学教授	2021年10 月1日	本件両給付金の不給付要件を設けたことについて経産大臣が示した前例の「踏襲」という理由には社会一般の道徳観念に関する批判的な討議や合理的考察の跡は尠えず不合理であること、同不給付要件に関しては「性を売り物とする」ことへの批判の背後には女性の性を危険な悪とみなす嫌悪感や差別感情が隠れているものといえること、同不給付要件は「個人の根源的な平等性」に反するものであること等。

甲号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
44	「演習」法学教室 479号 126～127頁 (写し)	大河内美紀 名古屋大学教授	2020年8月 1日	給付行政に係る給付金交付の目的と具体的な給付制度に係る給付要件との間に合理的関連性がない場合には、合理的関連性の要件とされた当該要件は違憲・違法なものであると解されること等。
45	「セックスワークをフェミニズムはどう捉えるか。」 VOGUE と学ぶフェミニズム Vol.14 (写し)	清水晶子 東京大学総合文化研究科教授	2021年8月 30日	セックスワーク・セックスワーカーを「労働」・「労働者」として捉えることにより、セックスワークに関わる者が「労働に対する正当な対価と経緯を受け、キャリアと生活を築く権利」が初めて実現されること、このような労働者としての権利を擁護することは社会的義務であること等。
46	『新訂 行政法』(一般社団法人 放送大学教育振興会) 227～240頁 (写し)	高橋信行 國學院大學教授・放送大学客員教授	2022年3月 20日(奥付記載の発行日であり、現在、既に入手可及な書籍である)	コロナ禍のような危機の時にこそ行政法における各個別法の趣旨目的を重視するという「理性」による行政活動が要請されること、本件両給付金のようなコロナ対策の給付金における要件(不給付要件)の設定についても上記の「理性」に基づく行政決定がなされるべきこと、人々の差別感情ないしスティグマという「感情」を優先した不給付要件の設定は合理的な措置とはいえないこと、各個別法の趣旨目的を重視することは「弱い」立場にある者(例えば性風俗関連特殊営業の事業を営む事業者)を守り、法治主義の趣旨に適合すること等。
47	「コロナの補助金で対象外の性風俗事業者が国を提訴へ 職業に貴賤ないはずだ」 AERA 33巻40号 24～25頁 (写し)	小田健司・川口穰 (AERA編集部)	2020年9月 14日	本件訴訟について、AERAが「職業に貴賤はないはずだ」とのタイトルで特集を組んでいること、記事の中で、性風俗関連特殊営業の事業を営む事業者のうち、「納税の義務を果たしているのに受け取る権利を与えられないのはおかしい」と考える者がいることが取り上げられていること等。

以上